

## ○ 糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機関

県が実施した調査において、次の項目を満たすと回答した医療機関を糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機関として位置づけた。

### 〈選定要件〉

- ① 日本糖尿病学会等による診療ガイドライン等に則した診療が実施可能であること。
- ② 糖尿病の初期・安定期治療を担う医療従事者を対象とした研修会に参加することが可能であること。(年1回以上)
- ③ 栃木県等が作成する糖尿病の初期・安定期治療を担う医療機能について説明するポスター等の施設内掲示が可能であること。
- ④ 糖尿病の合併症の評価が可能(他の医療機関と連携し確実に実施できる場合を含む。)であり、合併症について患者等に十分説明できること。また、治療中断しないよう働かせることができること。
- ⑤ 栃木県等が作成する糖尿病治療の重要性等に関する啓発資料を活用し、患者へ食事療法、運動療法、治療継続等の必要性に係る啓発が可能であること。
- ⑥ 糖尿病の評価に必要な検査(OGTT、HbA1c等)が実施可能であること。
- ⑦ 血糖コントロールが困難な患者(概ねHbA1c〔国際標準値〕が8.4%を上回る患者等)を、専門治療を担う医療機関に紹介することが可能であること。
- ⑧ 生活習慣の改善(食生活・運動等)の指導を中心とし、必要に応じて薬物療法を加えた治療を行うことが可能であること。
- ⑨ 自施設職員または栃木県栄養士会の人材バンク等を活用し、管理栄養士による栄養指導が実施可能であること。(他の施設と連携して確実に実施できる場合を含む。)
- ⑩ 低血糖時及びシックデイの対応が可能であること。
- ⑪ 合併症の治療が必要な場合、合併症治療を担う医療機関への紹介が可能であること。
- ⑫ 眼科と連携して、眼科的な定期検査を確実に実施することが可能であること。